

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

いじめとは、「児童等に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（「いじめ防止対策推進法第二条」より）

また、その行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものである。

いじめは、いじめを受けた児童の人権や教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。児童がいじめを行ったり、いじめを認識しつつも放置したりすることがないよう、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない行為であることを、児童が十分に理解できるようにしなければならない。そこで、本校では全職員が「いじめは、どの学校、どの学級、どの児童生徒にも起こりうる。」という基本認識に立ち、「子どもたちが安心して学べる学校」の実現のため、「いじめ防止基本方針」を策定する。本校では、いじめ防止のために、次の3つを重点項目として定め、具体的な取組を実践していくものとする。

- 1 いじめの未然防止のための取組
- 2 いじめの早期発見と解消に向けた取組（組織的に対応）
- 3 いじめ問題に取り組むための校内組織と家庭や地域との連携

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 温かい人間関係に基づいた学級経営の充実

- ①児童一人一人を大切にされた学級経営に努め、望ましい人間関係や、互いのよさを認め合う環境をつくる。また、教職員の言動や態度でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう、細心の注意を払うとともに、温かい言動・態度で児童に接する。
- ②全教育活動を通して、生命尊重や規範意識、集団生活の向上等についての自覚を深め、児童がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ③「いじめは、どの学校、どの学級、どの児童生徒にも起こりうる。」という基本認識に立ち、常に危機感をもって、生徒指導部会・いじめ防止対策委員会を中心にいじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図っていく。また、いじめと疑われる案件には、担任による事実関係を調査後、いじめ防止委員会でいじめかどうか判断する。積極的にいじめを「認知する」考えを基に協議する。（R8追加）
- ④学校生活での悩みの解消を図るため、学級担任以外にも、教育相談主任・養護教諭・スクールカウンセラー等を活用していく。
- ⑤いじめ問題に対する校内研修の充実を図り、いじめ問題に対する対応力の向上を図るとともに、いじめ相談体制の整備、スクールカウンセラーの教育相談開設日時について、児童・保護者に情報提供を行い、多面的な相談体制を構築する。
- ⑥地域や各関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携に努めていく。

(2) いじめを許さない、学校の風土、雰囲気づくり

- ①「いじめ防止集会」では、いじめ防止標語の作成・発表を行うとともに、児童会によるいじめ防止に向けた取り組み等を行い、いじめは絶対に許されない行為であるということを児童に理解させる。
- ②「いじめ防止強化月間」を設け、学級での授業でいじめについて考えたり、学校全体でいじめ防止に向けた活動に取り組んだりすることで、いじめをしない、させない、許さないという気運を醸成する。
- ③人権集中学習期間に行われる人権集会では、人権標語の作成や発表、校長の講話等を通して、児童の人権意識の高揚を図り、一人一人の人権を大切にしようとする心情を育てる。
- ④運動会や交流遊びなど、縦割り団（異学年交流）での活動の充実を図り、互いのよさを認め合い、助け合おうとする心情を育てる。
- ⑤特別な配慮を要する児童に対し、教育相談主任や日本語学級担当・特別支援教育担当との連携を図り、日常的に該当児童の特性や背景を踏まえた適切な支援を行っていく。

(3) 児童一人一人の自己有用感を高める授業の実践

- ①授業における基本的な学習習慣や規律の形成を図り、分かりやすい授業、主体的な児童の活動を取り入れた授業を展開していく。
- ②一人一人の学力を保证するための授業中の個別指導、放課後等での補充的な指導を行う。
- ③各教科等の年間指導計画や道徳の別業等に基づいて「いじめ防止」、「望ましい人間関係づくり」等にかかる内容について意図的、計画的に指導を重ねていく。

(4) 家庭や地域との連携

- ①いじめ防止に向けた活動について、学校だより等を通して啓発を行う。
- ②每学期1回程度の館林警察署スクールサポーター訪問時や、每学期1回行われる「学校評議委員会」において、学校評価のいじめに関する回答結果をもとに情報共有を行う。
- ③本校のWeb ページ上に本「いじめ防止基本方針」をアップし、周知を図る。

3 いじめの早期発見・解消に向けての取組

(1) いじめの早期発見・いじめに関する調査等

- ①「いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の些細な変化も見逃さないよう努める。また、けんかやふざけ合いであっても、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ②毎月2回「心と体の健康チェック」や個別面談を行い、児童の声に耳を傾ける。また、学級担任だけでなく複数職員による指導、共有を行うことで、その活用を図る。
- ③児童の様子についての情報共有は定例の職員会議や生徒指導部会・教育相談部会だけでなく、休み時間や放課後等、日常的に密に行う。

(2) いじめの解消に向けて

- ①いじめ問題を発見、または児童から相談を受けた時には、学級担任だけで抱え込むことなく、学年主任や生徒指導主任、管理職等に報告し、学校の組織的な対応につなげていく。また、事実を客観的に記録し、確実に情報を整理していく。
- ②情報収集を綿密に行い、詳細な事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導する。
- ③単に謝罪をもって安易に解消と判断せず、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月間）継続し、被害者がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められた場合に解消とする。また、いじめが解消した後も保護者と継続的に連絡を行っていく。
- ④いじめを取り巻いていた児童、傍観していた児童に対しても、いじめているのと同様であると指導する。また、いじめられている児童の心のケアを図るため、養護教諭や、スクールカウンセラー等と連携し、支援を行う。
- ⑤必要に応じて、学校内だけでなく地域の各種団体や専門家と連携して解決を図る。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織と家庭や地域との連携

(1) 学校内の組織

- ①月に1回、生徒指導部等合同会議（生徒指導、教育相談、特別支援）を開き、児童の現状についての情報交換、指導方針等について共通理解を図る。
- ②いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、当該学年担任、スクールカウンセラー等による「いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて開催する。
- ③学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、早期発見、解消に向けた組織的な取組等が評価されることを教職員に周知徹底する。

(2) 家庭や地域、関係機関との連携した組織

- ①緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、適切な処置をとるとともに、管理職に報告する。校長（教頭）は、状況により緊急の「いじめ防止対策委員会」を開催する。重大事態が発生した場合は、「いじめ防止対策委員会」に、さらに下記のメンバーに会議への出席を依頼する。

- ・児童相談所員、市の家庭児童相談員、法務局人権擁護員、十小PTA会長、館林市教育委員会担当者、館林警察署員、十小子育て連会長、主任児童委員、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等